

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

## 準備書面(23)

原告ら準備書面(15)3に対する反論

平成18年12月6日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



- 1 原告らは、原告ら準備書面(15)3以下において、「被告推薦にかかる長岡技術科学大学生物系に、『仮処分(注:新潟地方裁判所高田支部平成17年(ヨ)第9号、第10号事件)申請の却下を強く求めます』旨の要請書(甲74)を提出した教授等が所属すること」を以て、本鑑定嘱託先として不適切である等と論難する。
- 2 しかしながら、そもそも長岡技術科学大学生物系所属の教授等が提出した当該書面(甲74、以下、「本件書面」という)は、遺伝子組換え実験に関する特定の思想や独自の主義を背景に、偏頗な意見を表明したものではない。すなわち、本件書面は、法定の手続・審査を経て、国の承認を得た本件GMイネ栽培実験に対して、原告らグループが、「合理的理由なき仮処分申立(仮処分申立に理由がなかったことは最高裁判所以下すべての審級において確認されている)」という不当な手段により妨害しようとしたことに関し、科学の純粋かつ健全な発展を願う教育者・研究者としての見識や良心から提出されたものにすぎない。同大学所属の教授以外に、バイオテクノロジー分野で日本をリードする数多くの優れた研究者が本件書面と同内容の書面を提出していることから明らかなとおり(乙38ないし乙102)、本件書面は、「本件GMイネ栽培実験に対する不当な仮処分申立」という原告らグループの異常な行動に対し、大多数の科学者が抱くべき、通常の危惧、

懸念が表明されているものに過ぎない。

- 3 本件書面は、原告らの固有の主義主張に賛同する木暮一啓東京大学海洋研究所教授や金川貴博産業技術総合研究所研究員（現京都学園大学教授）が作成した偏頗な陳述書等（甲4、甲16、甲18、甲19、甲20、甲58、甲65および甲71）とは質的に全く異なるものであり、前記木暮一啓氏が強く関係する東京大学海洋研究所が囑託先として排除された理由と同列に議論することは到底できない。したがって、本件書面の存在は、長岡技術科学大学生物系につき、鑑定囑託先としての公正・中立性を減殺する理由にはならない。
- 4 付言するに、原告らが本鑑定囑託先として推薦する京都大学大学院生命科学研究科所属の佐藤文彦教授も、前記仮処分事件において、同様の要請書を提出し、現在、同教授が会長を務める日本植物細胞分子学会も会長名で本件書面と同内容の要請書を提出しているところであり、原告らの理を敷衍すれば、京都大学大学院生命科学研究科も、長岡技術科学大学と同様に本鑑定囑託先としては中立公正に欠けるということになる。
- 5 被告の前記主張のとおり、また、原告らも本鑑定囑託先として推薦する京都大学大学院生命科学研究科所属の佐藤文彦教授の要請書提出を不問に付していることから明らかなとおり、長岡技術科学大学生物系所属の各教授が本件書面を提出したことと、本鑑定囑託先としての公正・中立性に関する議論とは、そもそも次元を異にするものであり、前記要請書の存在は、長岡技術科学大学生物系の本鑑定囑託先としての公正・中立性には、何らの影響を及ぼさない。
- 6 なお、長岡技術科学大学生物系（環境・建設系については勿論である）が、植物学等に関する高度の研究水準および専門性、いわゆるカルタヘナ法遵守ならびに地元関係者との信頼性の、いずれをも備えている点については、既述のとおりである。

以上

懸念が表明されているものに過ぎない。

- 3 本件書面は、原告らの固有の主義主張に賛同する木暮一啓東京大学海洋研究所教授や金川貴博産業技術総合研究所研究員（現京都学園大学教授）が作成した偏頗な陳述書等（甲4、甲16、甲18、甲19、甲20、甲58、甲65および甲71）とは質的に全く異なるものであり、前記木暮一啓氏が強く関係する東京大学海洋研究所が囑託先として排除された理由と同列に議論することは到底できない。したがって、本件書面の存在は、長岡技術科学大学生物系につき、鑑定囑託先としての公正・中立性を減殺する理由にはならない。
- 4 付言するに、原告らが本鑑定囑託先として推薦する京都大学大学院生命科学研究科所属の佐藤文彦教授も、前記仮処分事件において、同様の要請書を提出し、現在、同教授が会長を務める日本植物細胞分子学会も会長名で本件書面と同内容の要請書を提出しているところであり、原告らの理を敷衍すれば、京都大学大学院生命科学研究科も、長岡技術科学大学と同様に本鑑定囑託先としては中立公正に欠けるということになる。
- 5 被告の前記主張のとおり、また、原告らも本鑑定囑託先として推薦する京都大学大学院生命科学研究科所属の佐藤文彦教授の要請書提出を不問に付していることから明らかなとおり、長岡技術科学大学生物系所属の各教授が本件書面を提出したことで、本鑑定囑託先としての公正・中立性に関する議論とは、そもそも次元を異にするものであり、前記要請書の存在は、長岡技術科学大学生物系の本鑑定囑託先としての公正・中立性には、何らの影響を及ぼさない。
- 6 なお、長岡技術科学大学生物系（環境・建設系については勿論である）が、植物学等に関する高度の研究水準および専門性、いわゆるカルタヘナ法遵守ならびに地元関係者との信頼性の、いずれをも備えている点については、既述のとおりである。

以上